

平成 2 7 年 1 2 月 4 日

第 6 回 瑞 浪 市 議 会 定 例 会 会 議 録 (第 2 号)

議 事 日 程 （第 1 号）

平成27年12月 4 日（金曜日）午前 9 時 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 承第 5 号 専決処分の承認について（平成27年度専第 4 号 瑞浪市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第 3 承第 6 号 専決処分の承認について（平成27年度専第 5 号 瑞浪市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第 4 議第63号 瑞浪市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について
- 日程第 5 議第64号 瑞浪市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議第65号 瑞浪市空き家等の適正管理に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 7 議第66号 瑞浪市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議第67号 瑞浪市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議第68号 瑞浪市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議第69号 瑞浪市空家等対策協議会設置条例の制定について
- 日程第11 議第70号 瑞浪市景観条例の制定について
- 日程第12 議第71号 瑞浪市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議第72号 瑞浪市中小企業小口融資条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議第73号 瑞浪市大湫町旧森川訓行家住宅の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第15 議第74号 瑞浪市産業振興センターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第16 議第75号 瑞浪市窯業技術研究所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議第76号 瑞浪市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議第77号 瑞浪市上下水道事業経営審議会設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議第78号 瑞浪市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議第79号 瑞浪市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議第80号 瑞浪市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議第81号 瑞浪市公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議第82号 瑞浪市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の

制定について

- 日程第24 議第83号 瑞浪市農業集落排水処理施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議第84号 指定管理者の指定について
- 日程第26 議第85号 指定管理者の指定について
- 日程第27 議第86号 指定管理者の指定について
- 日程第28 議第87号 指定管理者の指定について
- 日程第29 議第88号 指定管理者の指定について
- 日程第30 議第89号 指定管理者の指定について
- 日程第31 議第90号 指定管理者の指定について
- 日程第32 議第91号 市道路線の廃止について
- 日程第33 議第92号 市道路線の認定について
- 日程第34 議第93号 市道路線の廃止について
- 日程第35 議第94号 市道路線の認定について
- 日程第36 議第96号 平成27年度瑞浪市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第37 議第97号 平成27年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第38 議第98号 平成27年度瑞浪市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第39 議第99号 平成27年度瑞浪市駐車場事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第40 議第100号 平成27年度瑞浪市下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議 事 日 程（第2号）

- 日程第1 議第101号 平成27年度瑞浪市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第2 発議第4号 瑞浪市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

本日の会議に付した事件

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 承第5号 専決処分の承認について（平成27年度専第4号 瑞浪市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について）
- 第3 承第6号 専決処分の承認について（平成27年度専第5号 瑞浪市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について）
- 第4 議第63号 瑞浪市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について
- 第5 議第64号 瑞浪市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第6 議第65号 瑞浪市空き家等の適正管理に関する条例を廃止する条例の制定について
- 第7 議第66号 瑞浪市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

- 第8 議第67号 瑞浪市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第9 議第68号 瑞浪市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議第69号 瑞浪市空家等対策協議会設置条例の制定について
- 第11 議第70号 瑞浪市景観条例の制定について
- 第12 議第71号 瑞浪市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議第72号 瑞浪市中小企業小口融資条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 議第73号 瑞浪市大湫町旧森川訓行家住宅の設置及び管理に関する条例の制定について
- 第15 議第74号 瑞浪市産業振興センターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 第16 議第75号 瑞浪市窯業技術研究所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第17 議第76号 瑞浪市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第18 議第77号 瑞浪市上下水道事業経営審議会設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第19 議第78号 瑞浪市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第20 議第79号 瑞浪市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 第21 議第80号 瑞浪市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 第22 議第81号 瑞浪市公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第23 議第82号 瑞浪市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第24 議第83号 瑞浪市農業集落排水処理施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第25 議第84号 指定管理者の指定について
- 第26 議第85号 指定管理者の指定について
- 第27 議第86号 指定管理者の指定について
- 第28 議第87号 指定管理者の指定について
- 第29 議第88号 指定管理者の指定について
- 第30 議第89号 指定管理者の指定について
- 第31 議第90号 指定管理者の指定について
- 第32 議第91号 市道路線の廃止について
- 第33 議第92号 市道路線の認定について
- 第34 議第93号 市道路線の廃止について
- 第35 議第94号 市道路線の認定について

- 第36 議第96号 平成27年度瑞浪市一般会計補正予算（第4号）
 第37 議第97号 平成27年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
 第38 議第98号 平成27年度瑞浪市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
 第39 議第99号 平成27年度瑞浪市駐車場事業特別会計補正予算（第2号）
 第40 議第100号 平成27年度瑞浪市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
 第41 議第101号 平成27年度瑞浪市一般会計補正予算（第5号）
 第42 発議第4号 瑞浪市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

出席議員（16名）

1番	樋田 翔太	2番	小川 祐輝
3番	渡邊 康弘	4番	大久保 京子
5番	小木曾 光佐子	6番	成瀬 徳夫
7番	榛葉 利広	8番	熊谷 隆男
9番	石川 文俊	10番	加藤 輔之
11番	大島 正弘	13番	熊澤 清和
14番	舘林 辰郎	15番	柴田 増三
16番	成重 隆志		

欠席議員 12番 水野 和昭

説明のため出席した者の職、氏名

市長	水野 光二	副市長	勝 康弘
総務部長	水野 正	まちづくり推進部長	加藤 誠二
民生部長	伊藤 明芳	民生部次長	正村 京司
経済部長	成瀬 篤	経済部次長	棚橋 武己
建設部長	石田 智久	建設部次長	大山 一男
会計管理者	渡邊 俊美	消防長	小倉 秀亀
総務課長	正村 和英	秘書課長	正木 英二
教育長	平林 道博	教育委員会事務局長	伊藤 正徳
教育委員会事務局次長	藤井 雅明	企画政策課長	小栗 英雄
税務課長	宮本 朗光	市民課長	小木曾 松枝
市民協働課長	鈴木 創造	生活安全課長	北山 卓見
高齢福祉課長	南波 昇	保険年金課長	伊藤 和久
健康づくり課長	成瀬 良美	農林課長	景山 博之
商工課長	小木曾 昌弘	窯業技術研究所所長	加藤 正夫

環境課長	市川靖則	クリーンセンター所長	小川恭司
土木課長	木村伸哉	都市計画課長	渡辺芳夫
浄化センター所長	山内雅彦	教育総務課長	酒井浩二
社会教育課長	柴田宏	スポーツ文化課長	工藤将哉
選挙管理委員会書記長補佐	日比野茂雄	消防総務課長	足立博隆
警防課長	足立憲二	予防課長	鶴飼豊輝
消防署長	大津英夫		

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	可知勝宏	事務局総務課長	奥村勝彦
書記	加藤百合子	書記	加藤千佳

○議長（熊谷隆男君）

皆さん、おはようございます。

大変寒い日になりましたけども、本日は議案質疑でございますので、よろしく願いいたします。それでは、座ります。

本日の会議に、水野和昭君が病気療養のため欠席であります。

○議長（熊谷隆男君）

それでは、ただ今から本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付してあります議事日程のとおりでございます。

○議長（熊谷隆男君）

初めに、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、議長において1番 樋田翔太君と、2番 小川祐輝君の2名を指名いたします。

○議長（熊谷隆男君）

次に、日程第2、承第5号 専決処分の承認について（平成27年度専第4号 瑞浪市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について）から、日程第3、承第6号 専決処分の承認について（平成27年度専第5号 瑞浪市消防団員等公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

別段発言もないようですので、質疑を終結いたします。

○議長（熊谷隆男君）

次に、日程第4、議第63号 瑞浪市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定についてから、日程第7、議第66号 瑞浪市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてまでの4議案を一括議題といたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

別段発言もないようですので、質疑を終結いたします。

ただ今、議題となっております議第63号から議第66号までの4議案については、お手元に配付してあります審査付託表のとおり所管の常任委員会へ付託いたします。

○議長（熊谷隆男君）

次に、日程第8、議第67号 瑞浪市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の通告があります。

14番 館林辰郎君。

○14番（館林辰郎君）

おはようございます。それでは、本議会に出されました議案のうち、ただ今、議題となっております議第67号について、質問をいたします。

議第67号は、瑞浪市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてでありますけれども、この中に保険料の減免申請の問題が出ています。年金で保険料を支払っている、いわゆる特別徴収の方々の問題でありますけれども、この議案によりますと、今までは支払い日より2カ月前に申請をするというような条項になっていたわけですが、それが今回の条例改正の中で、支払い日に市長に申請をすればいいという、そういう条項になってはいますが、まあ、期間が変わってきたということでもあります。

この期間が変わったことについては、申請者にとってはすぐにも減免がされるというように、非常にスムーズな状況ができてきているし、申請すればすぐその措置がとられるかというように思われますけれども、私はこの議案を見たときに、大変これは難しいんじゃないかと。支払い日に申請をして、すぐそれを払う、減免されるということになるのかどうか、非常に疑問を持っていますので、その点を今後、手続の中でそういうふうになるのかどうかということをお聞きしたいと思っています。

また、この条例によりますと、第1号被保険者以外、当事者以外にも個人番号が必要ということが出ています。今までは当事者以外の住所、氏名だけであったですけども、個人番号も申請せよということになりますけれども、第1号被保険者ですから、まだ親がある方もありますし、そのほかにも、世帯の中にもこういう該当する方がみえると思いますけれども、その全ての番号を申請せよなんということは、なかなか困難だというふうに思っていますので、その辺の取り扱いについてどうされるのか、お聞きしたいと思っています。

答弁は民生部長にお願いしたいと思っています。

以上です。

○議長（熊谷隆男君）

民生部長 伊藤明芳君。

○民生部長（伊藤明芳君）

おはようございます。それでは、議案質疑にお答えをさせていただきます。

今回の改正につきましては、市税条例の規定に合わせて、年金より特別徴収で納付していただいている場合の減免申請の期限につきましては、支払いに係る月の「前々月の15日まで」の申請期間であったものを、「支払いの日」と改め、減免申請期間を延長するための改正となります。

減免につきましては、申請書を受理した日以後に支払い日が到来する保険料が対象となりますので、ご質問の年金支払い日に申請書を受理した場合には、今回の改正によりまして、その月の保険料から減免の対象となります。

ただし、減免申請を受理した後に年金からの引き落とし停止や変更の手続を行うこととなりますので、こうした手続が間に合わない場合には、一旦、特別徴収で天引きをさせていただいた上で、後日、還付または充当の手続により精算をさせていただくこととなります。

もう1点ですが、第1号被保険者以外の方の個人番号につきましては、減免後の保険料額を算定するにあたりまして、第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する方の世帯の状況や、市民税に関する情報等を把握するため必要となるものですので、よろしく願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

以上で、館林辰郎君の質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

別段発言もないようですので、質疑を終結いたします。

ただ今、議題となっております議第67号は、お手元に配付してあります審査付託表のとおり所管の常任委員会へ付託いたします。

○議長（熊谷隆男君）

次に、日程第9、議第68号 瑞浪市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定についてから、日程第24、議第83号 瑞浪市農業集落排水処理施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの16議案を一括議題といたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

別段発言もないようですので、質疑を終結いたします。

ただ今、議題となっております議第68号から議第83号までの16議案については、お手元に配付してあります審査付託表のとおり所管の常任委員会へ付託いたします。

○議長（熊谷隆男君）

次に、日程第25、議第84号 指定管理者の指定についてから、日程第35、議第94号 市道路線の認定についてまでの11案を一括議題といたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

別段発言もないようですので、質疑を終結いたします。

ただ今、議題となっております議第84号から議第94号までの11議案については、お手元に配付し

てあります審査付託表のとおり所管の常任委員会へ付託いたします。

○議長（熊谷隆男君）

次に、日程第36、議第96号 平成27年度瑞浪市一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

質疑の通告があります。

14番 館林辰郎君。

○14番（館林辰郎君）

それでは、ただ今、議題になっています補正予算について質問をいたします。

説明書の6ページのところで質問をしたいと思っておりますけれども、6ページの県補助金の中に、民生費の補助金の減額が出ています。これは放課後児童クラブ事業の補助金が1,499万4,000円の減額となっておりますけれども、この減額についてですけれども、なぜこういうことになるのかちょっとわかりませんので、その経過と、今回の措置ですけれども、もう1点同じところで、今は歳入についての質問ですけれども、歳出の3款、12項 放課後児童クラブ支援費の特定財源のところで、新たに追加して出てきていますけれども、このかわり合いがあると思っておりますので、歳入のほうで県の補助金を減額して、歳出のところで新たに放課後児童クラブ支援事業の増額がされてきておる。この経過についてお聞きしたいと思っております。

両方ありますので、かわりがある。当然、歳入も歳出のほうもあると思っておりますので、一つというところでお願いしたいんですが、いいですか。

○民生部次長（正村京司君）

はい。

○議長（熊谷隆男君）

民生部次長 正村京司君。

○民生部次長（正村京司君）

おはようございます。それでは、議第96号 平成27年度瑞浪市一般会計補正予算（第4号）、要旨、歳入15款、2項、2目の放課後児童クラブ事業費補助金1,499万4,000円が減額となるが、その理由はどのようなか。また、歳出3款、2項、1目の放課後児童クラブ支援事業の特定財源はどのように変わるかについて、お答えさせていただきます。

放課後児童クラブ事業費補助金の1,499万4,000円の減額補正につきましては、平成27年4月より子ども・子育て支援新制度が施行され、従来の放課後児童健全育成事業が地域子ども・子育て支援事業として位置づけられ、新たに創設された国・県補助金の子ども・子育て支援交付金に移行されたことによるものでございます。

歳出の放課後児童クラブ支援事業の特定財源につきましては、ただ今、答弁させていただいたとおり、放課後児童クラブ事業費補助金が子ども・子育て支援交付金に、また、放課後児童クラブ開所時間延長支援事業等に係る補助金でありました保育緊急確保事業費補助金が廃止され、国・

県それぞれに子ども・子育て支援交付金に移行されたものでございます。

また、今回の608万円ほどの増額補正につきましては、その子ども・子育て支援制度によりまして、放課後児童クラブの基準の見直しがされておりますので、その分を含めた増額補正をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

以上で、館林辰郎君の質疑を終わります。

14番 館林辰郎君。

○14番（館林辰郎君）

いいですか。今、歳出のほうで、基準の見直しがされたということでしたけども、歳入のほうでは制度が変わったよということですけども、歳出のほうは見直しということだけで、見直しというのは額を言っておられるのか、制度のことを言っておられるのか、どちらでしょうか。

例えば、僕は去年、昨年の経過から行くと、いわゆる6時半以後の、児童の保育についての制度が新たに出てきて、その分がことしもこういう形で補正をさせるのかどうか、ちょっと疑問に思うわけですけども、歳入のほうでは制度が変わっただけだよと言われて、歳出では見直しと言われるので、その辺のちょっと理解ですけども。

○議長（熊谷隆男君）

民生部次長 正村京司君。

○民生部次長（正村京司君）

まず初めに、昨年、補正をさせていただいた開所時間の、6時半以降の延長につきましては、先ほど答弁させていただいたとおり、開所時間の延長の保育緊急確保補助金を予定しておりましたが、その制度が廃止されて、子ども・子育て支援交付金に移行されたものでございます。

また、今回、増額補正につきましては、人数によって額が決まっておりましたが、その額の変更があつて、それを計算すると、恐らく増額になるものということで、今回、補正をお願いしておりますのでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

以上で、館林辰郎君の質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

別段発言もないようですので、質疑を終結いたします。

ただ今、議題となっております議第96号は、お手元に配付してあります審査付託表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたします。

○議長（熊谷隆男君）

次に、日程第37、議第97号 平成26年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）に

ついでから、日程第40、議第100号 平成27年度瑞浪市下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてまでの4議案を一括議題といたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

別段発言もないようですので、質疑を終結いたします。

ただ今、議題となっております議第97号から議第100号までの5議案については、お手元に配付してあります審査付託表のとおり所管の常任委員会へ付託いたします。

○議長（熊谷隆男君）

ここでお諮りします。

本定例会休会中に、執行部提出議案1件及び委員会提出議案1件を受理いたしました。

この際、これを日程に追加し、議題といたします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議事日程（第2号）を追加議題といたします。

議事日程（第2号）を配布させます。

〔事務局職員 追加議事日程配付〕

○議長（熊谷隆男君）

議事日程（第2号）、日程第1、議第101号 平成27年度瑞浪市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本議案については、議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長 水野 正君。

○総務部長（水野 正君）

おはようございます。それでは、追加上程させていただきます議第101号 平成27年度瑞浪市一般会計補正予算（第5号）につきまして、説明いたします。

追加上程いたします議案及び議案資料の1ページをご覧くださいと思います。

第1条につきましては、追加上程する債務負担行為の補正を定めております。

第1表のとおり、債務負担行為1件を追加するものでございます。

議案及び議案資料のとおり、追加する債務負担行為は、（仮称）瑞浪北中学校施設整備事業造成でございます。限度額は4億9,000万円、債務負担行為の期間は、平成27年度から平成29年度。

この事業の財源でございますが、特定財源として地方債で事業費の90%を見込んでおります。

債務負担行為を補正する理由でございますが、造成工事の契約の準備を進めることができる状態となりまして、（仮称）瑞浪北中学校の施設整備につきましては、市の最重要事業でございまして、

一日も早く工事に着手し、円滑な事業の推進を図るため、追加でこの補正予算を上程させていただきましたので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（熊谷隆男君）

ただ今の説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

別段発言もないようですので、質疑を終結いたします。

ただ今、議題となっております議第101号については、お手元に配付してあります審査付託表のとおり所管の常任委員会へ付託いたします。

○議長（熊谷隆男君）

次に、日程第2、発議第4号 瑞浪市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本議案については、議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長 石川文俊君。

○議会運営委員長（石川文俊君）

おはようございます。それでは、ただ今、議題となっております発議第4号 瑞浪市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について説明をいたします。

お手元、別冊の議案及び議案資料をご覧ください。

この条例改正は、各常任委員会の審査などに伴う審議事項の数や審議時間に偏りがあることから、所管範囲の均衡を図るため、常任委員会の所管事項及び名称を見直すもので、総務文教委員会が所管する「教育委員会の所管に属する事項」を民生福祉委員会の所管事項に移管し、委員会の名称については「総務文教委員会を総務委員会」に、「民生福祉委員会を民生文教委員会」と改正するものであります。

なお、この条例の施行日は、平成28年2月22日としております。

以上で、発議第4号の提案説明といたします。

○議長（熊谷隆男君）

ただ今の説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

別段発言もないようですので、質疑を終結いたします。

○議長（熊谷隆男君）

以上で、本日の日程は全て終了しました。

ここでお諮りします。

明日5日から16日までの12日間は、本会議を休会にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、明日5日から16日までの12日間は、本会議を休会といたします。

なお、休会中に各常任委員会を開催し、付託議案の審査をお願いいたします。

また、17日午前9時から本会議を再開しますので、定刻までにご参集願います。

本日は、これをもって散会といたします。

ご苦勞様でした。

午前9時24分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 熊 谷 隆 男

署 名 議 員 樋 田 翔 太

署 名 議 員 小 川 祐 輝